

特定支援事業実施要綱

I 目的

本要綱は、会員等が行う自社の職員等を対象とした研修に対する当協会の支援の事業（**研修支援事業**）、会員等の一定の事業運営に対する当協会の支援の事業（**運営支援事業**）及び当協会の会員になろうとする者が行おうとしている各労働局への登録に対する支援の事業（**登録支援事業**）（以下「特定支援事業」という。）について、必要な事項を定め、当該事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

II 共通事項

1. 依頼及び受託等の手続き

（1）依頼の手続き

依頼者は、別に定める申込書（様式 1 号）により本協会あて依頼するものとする。

（2）派遣講師等

依頼・要請により派遣する講師は、原則として本協会職員又は本協会から委託を受けたもの等とする。

（3）受託料金等

① 受託基本料金（消費税込み）派遣 1 名当たり

研修・支援時間区分	料 金
1 日・・・・・・・・・・・・・・・・	80,000 円
半日・・・・・・・・・・・・・・・・	40,000 円

* 相談・問合せは無償で対応する。なお、時間外・休日・深夜研修は、対応しない。

② 派遣する本協会職員等の交通費及び宿泊費（本協会の規定により算出した額。）

③ 特別教材（紙ベース・資料費・その他実費）

（依頼・要望により特別な教材・資料の作成等に要した額）

（4）キャンセルの扱い

依頼者の起因・過失等により当該研修等が中止となった場合は、受託研修料又は受託支援料並びに特別教材・資料費の取扱いは次のとおりとする。

区 分	取扱い
研修・講演開始日 7 日以前は	受託研修料及び受託支援料並びに特別教材・資料費は徴しない。
研修・講演開始日 6 日から 3 日以前は	受託研修料及び受託支援料並びに特別教材・資料費の 50% を徴する。
研修・講演開始日 2 日以降は	受託研修料及び受託支援料並びに特別教材・資料費の全額を徴する。

Ⅲ. 個別事項

1 研修支援事業

(1) 依頼者

会員、会員傘下の登録教習機関又は本協会が特に適当と認める機関・企業
(以下「会員等」という。)とする。

(2) 対象とする研修・支援内容

原則として、次に掲げる科目とする。なお、具体的な研修・支援の内容及び方法等は、個別に相談し、決定する。

ア 労働安全衛生法令の解説

- ① 労働安全衛生法令の概要
- ② 技能講習の実施方法(法令に基づく登録区分ごとの実施)

イ 労働災害事例研究

ウ 講習の指導要領(通称「レスンプラン」)の作り方

エ 実施管理者の業務(責務等)

- ① 実施管理者の役割と業務運営
- ② 最近の監査事例とその対応
- ③ 登録更新の手続とその対応

オ 内部監査の方法・効率的な進め方

カ 本協会版テキストに沿った学科講習の進め方

キ その他(本協会として対応が可能と判断できるもの。)の範囲とする。

2 運営支援事業

(1) 依頼者

会員等とする。

(2) 対象とする支援内容

原則として、次に掲げる科目とする。なお、具体的な研修・支援の内容及び方法等は、個別に相談し、決定する。

ア 外国語コースの開設

- ① 科目別カリキュラムと講習時間の設定
- ② 技能講習に於ける重要事項とその対応
- ③ 通訳者に関する事項
- ④ 外国語コースの今後の見通しについて

イ 登録更新の手続とその対応について

ウ 内部監査の対応強化について

エ その他

本協会として対応が可能なもので、具体的には次に掲げるものが考えられる。

- ・追加講習区分に対してのコース設定
- ・機材の設定
- ・講習機材の点検・検査について(特定自主検査の制度への対応等)
- ・採点方法の対応(実技)
- ・国の補助事業について
- ・外国人向け資格制度(特定技能・育成就労)の紹介
- ・講習に係る各保険の紹介 等

3 登録支援事業

(1) 依頼者

所轄労働局へ登録教習機関としての登録の手続きを進めている者であって、登録後に本協会の会員になることを予定しているものとする。

(2) 対象とする支援内容

原則として、次に掲げる内容とする。なお、具体的な支援の内容及び方法等は、個別に相談し、決定する。

ア 登録教習機関の登録についてアドバイス（法令に基づく登録区分毎の実施）

- ①登録の種類・区分・要件・申請について
- ②コース設定
- ③機材選定
- ④講師要件 等

イ 業務規程の作成と届出についてアドバイス

- ①技能講習の実施方法
- ②カリキュラム
- ③テキストの選定
- ④試験問題
- ⑤実技要領
- ⑥修了試験
- ⑦修了証発行
- ⑧料金 等

ウ その他（本協会として対応が可能と判断できるもの。）の範囲とする。

以上

様式 1 号

ファックス番号 03-3456-1304

一般社団法人 全国登録教習機関協会
会長 久保田 靖夫 宛
(〒108-0014 東京都港区芝5-27-14 小川ビル6階)
(電話 03-3456-4787)

特定支援申込書

令和8年 月 日

登録教習機関等の名称			
所在地	〒		
連絡者氏名	連絡先	電話	
		FAX	
		Eメール	
支援内容	希望日時	令和 年 月 日	注記
	内 容	具体的な内容 (記載ください)	準備時間により 変更する場合あり
	1 研修支援		有 無
	2 運営支援		有 無
	3 登録支援		有 無

(注1) 登録支援の申込者は、登録教習機関の欄に会社名を記入ください。

(注2) 申込から支援開始には2ヶ月程の準備期間を要しますのでご考慮ください。